

核兵器・核実験モニター

NUCLEAR WEAPON & NUCLEAR TEST MONITOR

●発行所	NPO 法人ピースデポ(平和資料協同組合)/PCDS(太平洋軍備撤廃運動: Pacific Campaign for Disarmament and Security) 〒223-0051 横浜市港北区箕輪町3-3-1 日吉グリューネ102号 TEL:045-563-5101 FAX:045-563-9907 E-mail:peacedepot@y.email.ne.jp http://www.jca.apc.org/peacedepot/	毎月2回1日、 15日に発行。 1996年4月23日第三種郵便物認可
●編集責任者	梅林宏道 ●郵便振替 口座番号: 00250-1-41182 加入者名: 特定非営利活動法人ピースデポ	128 00/12/1

¥100

長崎NGO会議:21世紀への橋渡し

大きな希望と教訓を残す

長崎アピール

核兵器禁止条約の交渉開始を
日本政府の核兵器政策の転換を
草の根の声を現状打開の力に

11月17日～20日に「核兵器廃絶—地球市民集会ナガサキ」が開催された。予想を上回る人々が参加し盛況を極めた。核兵器廃絶を訴える20世紀最後の大型の国際集会が、長崎で開催されたことはそれ自身で大きな意義があった。また、第一線のNGO活動家や研究者が、質の高い議論を交わしたことによって、相互理解、アイデアの創造の契機となったとともに、市民にとってかけがえのない学習の機会となつた。さらに、自治体とNGOの共催という点においても、大きな実績と教訓を残した。採択された長崎アピール(3ページ)は歴史に記録されるであろう。

時と場所

20世紀と21世紀の狭間において、世界の反核NGOリーダーが「長崎を核戦争最後の被爆地に」というテーマを掲げた集会を、当の長崎においてもつたことは、それ自身で歴史的な意義と力をもつた。1945年、爆心地近くの城山小学校で被爆した一人の被爆者と10人ほどの同小学校生徒が行った開会宣言のパフォーマンスは、参加者に21世紀における核兵器廃絶の課題を鮮明に印象づけた。象徴的な意義だけではなく、参加行事のなかに登場した多くの子どもたちが、21世紀の担い手として、集会の中で新しい力を得たはずである。

時と場所が幸いして、11カ国から27人の、えり抜きのNGOリーダーが結集した。一週間前にインドで大きな反核集会が

あって、その帰路に日本に立ち寄るルートができたことも、幸いの一因として加わった。

開会集会において、700人の会場に入りきらない参加者が、300人収容の別室を満杯にしてモニターに見入ったことに

米議会とミニ・ニューカーク

新型核兵器への動き絶えず

10月6日、米議会の上下両院合同委員会は、国防省・エネルギー省の両長官に対して「地下深くにある強化された標的や貯蔵化学兵器・生物兵器や関連能力を破壊する必要性」、および「この必要性に応えるための現在の計画および将来計画」について検討し、2001年7月までに議会に報告するよう命じることに同意した。2001会計年度国防認可法のなかにこの要求が含まれた。

法律のなかには、直接的に「核兵器」という言葉はない。しかし、問題の分野でエネルギー省が関与するのは、核兵器以外にはない。

1999年、「ミニ・ニューカーク」という概念で国防省が、5キロトン以下の小型核兵器の精密攻撃によって「地下深くの強化された標的」を破壊する方法について検討を依頼した。しかし、94会計年度の国

3ページ右下へつづく →◆

象徴されるように、集会は参加者数のうえでも盛況であった。主催者の統計によると、開会集会に1000人、閉会集会に700人が参加するとともに、10の分科会には延べ約2000人が参加した。このほか15の自主企画には約1430人が訪れた。

NGO

準備期間において、核兵器廃絶運動におけるNGOの役割について、長崎市民にはピンと来ないところがあった。その理由として、政府の専門家や政府に奉仕するシンクタンクの専門家と同じような専門的議論を駆使するNGO活動家の、原点ともいべき草の根感覚や感性に関わる部分に直接触れる機会がなかったことが考えられる。「専門性」が細かさと難解さに結びつくだけで、核兵器廃絶への具体的な市民の力に結びつく感じがつかめなかつたのである。その意味で、今回の集会は、そのような壁をうち破る大きな契機となつたと思われる。

分科会のなかで、NGOリーダーたちは、専門的議論には限界があり、事態を変える力の根本は一般市民にあるのだという考え方を繰り返し披瀝していた。

たとえば、核兵器禁止条約の分科会では、NGOが作成したモデル核兵器禁止条約は、化学兵器と同じように核兵器を法的に禁止することが可能であることを示す教材であることが強調された。専門性においてモデル条約は高水準のものでなければならないことはもちろんであるが、専門家に任せておくと市民感覚と離れた細部の議論になってゆく。また、「時期尚早である」という外交官のまえに行き詰まってしまう。「モデル条約が市民のものになって、交渉の開始を要求する運動が生まれなければ事態が変わらない」のである。

核抑止論に関しても同様な場面があった。核兵器の削減が進行しても、現在のパワー・ポリティックスを前提にすると、秘密裡に核兵器を開発したり、廃棄しないで隠しもつたりする場面を、想定しなければならない。そうすると、減らせることは出来てもゼロにする理屈は、学問の世界からだけでは出て来にくい。そんなときには、会場から強力な発言があった。「一発でも核兵器の存在を許し、その正当化が行われると、核兵器は増殖する。たとえて言うと妊娠しているかどうか、の問題であって中間はない。」レトリックだけ



アボリション2000会議風景、長崎原爆資料館平和学習室にて(11月18日)。

アボリション2000、 長崎で熱心な討議

長崎集会では、「アボリション2000」の方針会議が開催された。(11月17日~18日)。

(1)核兵器禁止条約への国際会議招集を求めるキャンペーン、(2)核兵器禁止条約の考え方の普及と、必要に応じた地域会議の開催、(3)日本語での核廃絶・電子メールリスト(リストサーブ)の立ち上げ、(4)世界保健機構(WHO)と協力した被爆と健康被害についてのデータ化、(5)来年8月に開催予定の国際反核法律家協会(IALANA)とハーグ平和アピール運動(HAP)の広島での会議への支援、(6)核抑止論からの独立を宣言する個人署名運動、(7)「神戸方式」など非核港湾運動の国際展開、(8)世界各地に平和博物館を建設、(9)子どもの視点からの運動展開、(10)核廃絶のシンボルマークとしての「ひまわり」の活用と普及、などの行動提案があった。

ネットワークという性格上、これらの提案のうちどれか一つを全体で実施する

4ページへつづく→◆

では、議論は深まらないであろうが、このようなレトリックは、論証的な議論の原点を改めて想起させ、それを強力なものにする。

自治体

今回の長崎集会は、長崎県、長崎市、(財)長崎平和推進協会、2000年長崎市民会議(横断的な長崎市民団体の連合体)の4者が共同で実行委員会を形成して行われた。とりわけ(財)長崎平和推進協会を含めた長崎市の強力な関与なしには、集会の成功はおぼつかなかつたであろう。財政的な支援はもちろんあるが、生徒や一般市民の幅広い参加が実現したことの意義が極めて大きい。それは、新しい形のNGOが長崎に生まれる土壤を作り出したはずである。

紙幅を要するので、改めて論じたいが、自治体が主催者の一角をなすNGO集会が今後発展してゆくために、一つの重要なポイントを指摘しておきたい。

それは、自治体の立場を背負って集会や準備段階での議論に囁むことできる最低限の人的体制が必要だという点である。全体集会では、あいさつを通して、自治体の考えを一方向的に聞くことができる。しかし、分科会などで、NGOが議論することが自治体では咀嚼できていないことが多いであろう。そんなとき、タイムリーに自治体として合意できる範囲を説明することは、会議全体にとって有意義である。なにも、自治体の主張を展開して渡り合うというような必要はない。

NGOの中には、自治体の考えを批判し、変更を迫るものも出てくるであろう。それはそれで大切な意見交換である。しかし、集会の場で考えの変更を求めるのは無謀であり、まず不可能である。

自治体として合意できる範囲は、選挙された行政と選挙された議会の微妙なバランスのうえにできているのであって、多くのNGOと異なる仕組みのうえに成り立っている。財政支出も、その仕組みの

長崎アピール

21世紀が間近に迫っている。その時を選んで私たち地球市民は今、核兵器による最後の大量虐殺のあった長崎に、世界各地から集まつた。

約半世紀前、人類は核兵器を開発した。核兵器は、一瞬にして数百万の生命を奪うばかりでなく、かろうじて生き延びた人々にも、生涯消えることのない心と体の苦しみを与える。核兵器の使用による被害は交戦国を越えて広がり、生態と環境に深刻な被害をもたらす。こうした凶器が、今もなお、政治の駆け引きの道具に使われている。

迫りくる死の不安にさらされながら、「私たちの悲劇を二度と繰り返させてはならない。核兵器廃絶の約束をした核保有国は、その証として、せめて私たちが生きている間に、核兵器廃絶を実現して欲しい」と訴える被爆者の声に、私たちは誠実に応える責務がある。長崎を核戦争最後の被爆地としなければならない。

冷戦構造が崩壊してから十年以上が経つというのに、3万発以上の核弾頭が地球上に存在し、米ロは数千発を瞬時に発射できる体制を変えていない。

最高の法的権威である国際司法裁判所は、核兵器の使用と威嚇は国際法上違法であると判断した。生物・化学兵器以上に非人道的兵器の烙印をおされたこの兵器を、核保有国や「核の傘」に頼る国の政府は、安全保障のために必要だと言い続けている。

今年5月の核不拡散条約(NPT)再検討会議において、核兵器国が「核兵器廃絶への明確な約束」をしたことは私たちに大きな希望を与えた。しかし「加速された交渉を

行う」という当然の言葉を削除しなければ、その合意は成立しなかつた。

核兵器があり続けることは、人類にとっての脅威であり、それを使用すれば破局的な結果をもたらす。破局への唯一の防御は、核兵器の廃絶である。私たちは会議の中で核時代の苦しみを味わった広島、長崎、セミパラチンスク、ネバダ、マルロア、チャルノブイリ、東海村のヒバクシャについて多くを学んだ。

女性、青少年、労働者、宗教者、先住民などを含む地球市民のあらゆる分野の人々の声がわき起り、国際的な力を得なければならない。それこそが政府に約束を守らせる力となる。長崎での4日間の会議を終えた私たちは、地球市民の名において、世界中の人々に、次のことを心から呼びかける。

1. 世界中の市民は、同じ志をもった国々と協力し、核兵器禁止条約を交渉する国際会議の開催を要求しよう。

2. 核兵器廃絶のために果たすべき日本政府の責任と役割は極めて大きい。日本が、核兵器に依存した安全保障政策から脱して、北東アジア非核地帯設置を含め、その役割を最大限に果たすよう期待する。そのための日本市民の運動を世界の市民も支援しよう。

3. 北米と東アジアに関して米国が提案しているミサイル防衛計画が核軍縮を阻み、新しい核兵器開発競争を引き起こそうとしている。この現実が緊急に改善されなければならない。ミサイル防衛計

画の中止を求める米国市民と連帯し、世界の世論を一段と強めよう。

4. 各国政府は核による被害を国民に明らかにすべきである。核兵器のために費やされている巨額の費用を核兵器の使用、およびウラン採掘、再処理、実験、製造など核開発のすべての過程で生み出された被害を軽減し、補償し、環境を回復するために振り向けるよう、要求しよう。それはまた核兵器の廃絶とその検証にも振り向かなければならぬ。

5. その他、包括的核実験禁止条約の一日も早い発効、未臨界実験などすべての核兵器実験の禁止、兵器用核物質の生産禁止と国際管理、核兵器の大幅削減、警戒体制の解除、核保有国同士の先制不使用と非核保有国への不使用政策の採用、外国領土や国際海域からの核兵器の即時撤去、非核地帯の新設と強化、核抑止論の公的な否定など、一歩ずつ実現するための措置を、並行して進める努力が必要である。さらに、インド、パキスタンの核兵器計画をただちに中止させよう。これらを達成するために、あらゆる機会をとらえて市民の要求を出し続けよう。

ヒバクシャやアボリション2000などの運動が「核兵器廃絶」を国際政治の共通語になるところまで前進させた。市民の努力が続く限り、私たちの目標が達成されるという明るい希望がある。それぞれの場で踏み出す小さな一歩こそが、必ずや大きな変化を作り出す。永久に核兵器の脅威から解放された戦争のない21世紀を一日も早く実現させるために新たな行動を共にはじめよう。

2000年11月20日

「核兵器廃絶
—地球市民集会ナガサキ」

なかで決定される。

厳密に言うと市民団体も例外ではない。99年のハーグ市民平和会議において経験したことであるが、たとえば、「アムネスティ・インターナショナル」など、団体としての厳密な責任範囲をもつNGOは、団体の名において賛成できる範囲は限られている。にもかかわらず、その範囲で参加することによって、全体として大きな活気を作り出すことに貢献した。

とくに被爆地の自治体の平和行政のなかには、NGOの最先端の議論と日常から接しながら、自治体行政の立場でものが言えるような人材のポストが確保される必要があるのではないだろうか。今後の課題としたい。(梅林宏道)●

◆ ← 1ページ右下からつづく

防認可法でこのような研究開発は禁じられた(ファース・スプラット条項)。今回、ワーナー、アラード両共和党議員は、この禁止を破棄させようとして、新条項(ワーナー・アラード条項)を提案した。

しかし、提案はファース・スプラット条項を破棄させることには成功しなかつた。最初の提案の中にあった「評価を出すために必要な限定された研究・開発を含めて」という文言が削除されたからである。また、限定された研究・開発のために割り当てられていた予算も削除された。ピースデポ助言者の一人であり、この問題をフォローしてきたダリル・キンボールは、反対運動が一定の成果を上

げたことを強調し、来年における見通しを次のように説明している。

「最悪のシナリオの場合、ブッシュが選ばれたときに、2001年1月20日から7月1日の期間(5ヶ月余り)、核兵器研究所が何らかの研究・開発を行う。最善のシナリオの場合、来年には何も起こらない。」

しかし、「使える核兵器」を狙う勢力は、この種の提案を繰り返し出して来るであろう。警戒と反対世論の強化が必要である。また、このような動きと未臨界実験を継続することとは一体のものであることを知るべきである。

日本政府が未臨界実験に反対しないことの矛盾を、このような例を示して具体的に指摘する必要がある。(梅林宏道)●

◆← 2ページからつづく

という形はとらず、各提案はそれぞれの団体や作業部会で議論してとり組み、ネットワークとしてはその情報共有を重視することを確認した。

中でも、「国際会議招集キャンペーン」については、すでにある数種類の国際会議諸提案についての基礎情報を共有することを確認した。核兵器禁止条約をわかりやすい言葉で伝える必要が会議で多く指摘されたことから、モデル核兵器禁止条約の入門編リーフレットが作成され始めた。

「アボリション2000声明」と「ミサイルをひまわりへ：国際署名」の文面から、「(核兵器禁止条約の)2000年までの(締結)」という年限の文言を落とすことが決定された。同時に、文言は落としても、同条約の早期交渉開始を求める運動は引き続き強めていくことが確認された。(川崎哲)〔〕

日誌

<核>2000.11.5～11.20
<沖縄>2000.10.21～11.20

(作成:吉澤庸子、松永勝利)

ABM=対弾道ミサイルシステム/NMD=国土ミサイル防衛/START=戦略兵器削減条約

- 11月13日 プーチン・ロ大統領、1500発以下への核制限の可能性を表明。
- 11月13日 ロシア戦略ミサイル軍司令官、米のNMDについて、米がロの提案する戦略ミサイル削減に同意すれば受け入れの可能性を示す。
- 11月13日 ロシア外相、イラク訪問で「大量破壊兵器に対する国際監視受け入れを条件に国連の対イラク制裁を解除すべき」と語る。
- 11月15日 米ロ首脳会談。ロ側はSTARTⅢ交渉で更なる核削減推進を提案した声明を説明。ABM条約は維持で一致。
- 11月15日 北朝鮮外相、オーストラリア外相にミサイル輸出問題は経済問題であり輸出中止なら補償を求める考えを表明。
- 11月15日 日韓首脳会談。対北朝鮮で日米韓の協調・連携強化で一致。
- 11月16日 中国外務省報道局長、ABM制限条約をめぐる中ロの立場について、NMDに対

する中ロの反対姿勢の結果は不变と強調。

- 11月16日 日米首脳会談。米側はミサイル問題等の米朝間の懸案を前進させるとの判断なしでは訪朝決断できぬとの立場を説明。
- 11月20日 国連総会で日本決議、新アジェンダ決議など採択。

沖縄

- 10月21日 少女強姦事件から5年、「普天間基地代替施設協定!県民総決起大会」那覇市で開催。
- 10月30日 防衛施設庁は普天間移設先の辺野古沿岸域周辺で確認されているジュゴンの生息予備の調査を開始。目視調査では確認されず。
- 10月30日 米海軍所属の音響測定艦ピクトリアスが那覇軍港に入港。23日には同型船エフェクティブが佐世保基地を出港。
- 11月2日 県収用委員会は来年3月末で期限切れの楚辺通信所などをめぐる強制使用手続きで定期会を開き、裁決手続きの開始を決定。
- 11月7日 普天間基地の名護市移設に関連したジュゴンの生息調査で、那覇防衛施設局は名護市沖1・5キロの海域でジュゴン1頭を確認。
- 11月13日 12日の那覇市長選挙で当選した翁長雄志氏は、那覇軍港内の市有地の政府との賃貸借契約に、市長就任後は応じる方針。
- 11月13日 「米軍人・軍属による事件・事故防止ワーキングチーム」、20歳未満の兵士への酒類販売禁止の協力申し合せ。

国会レポート

第150回臨時国会

衆議院・参議院(2000.10.29～11.11)

(作成:佐藤毅彦)

国会図書館のホームページですべての会議録を閲覧できます。安保問題が審議された委員会名を列挙します。

<http://www.ndl.go.jp/>

質問主意書は11月16日まで

<衆議院>

10月31日(火)本会議

11月1日(水)外務委、国家基本政策委合同審査会
11月6日(月)内閣委商工委通信委連合審査会
11月7日(火)農林水産委、安保委、科学技術委
11月8日(水)外務委、農林水産委、労働委
11月9日(木)安保委、決算行政監視委
11月10日(金)安保委

○質問主意書●金田誠一(民主)「内閣官房報償費の支出」(平成12年10月2日提出;同月17日答弁;質問第4号)、「官吏服務規律」(平成12年10月2日提出;質問第5号)*11月22日現在答弁書未確認/「国家行政組織法第10条に基づく『了承』」(平成12年10月2日提出;同月24日答弁;質問第6号)/「マンスフィールド研修」(平成12年10月2日提出;同月31日答弁;質問第7号)

●遠藤和良(公明)「沖縄県島尻郡小禄村字大嶺の土地(旧日本海軍那覇飛行場用地・現那覇空港の一部)所有権回復」(平成12年10月5日提出;質問第8号)*11月22日現在答弁書未確認

●安住淳「森喜朗内閣総理大臣が朝鮮民主主義人民共和国の金正日総書記に対し親書を送ったとされる件」(平成12年10月6日提出;質問第9号)*11月22日現在答弁書未確認

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

秋山祐子(ピースデポ)、川崎哲(ピースデポ)、青柳絢子、佐藤毅彦、津留佐和子、服部翠、松永勝利、村上由美、吉澤庸子、梅林宏道